

# 千葉市キャリアアップ研修の開催について

- P1 …… 処遇改善等加算Ⅱについて
- P2,3 …… キャリアアップ・処遇改善のイメージ(1),(2)
- P4,5 …… キャリアアップ研修修了要件について
- P6 …… 千葉市キャリアアップ研修の開催について

## 概要

### 1. 副主任保育士・中核リーダー・専門リーダー <対象職員A>

「月額4万円の処遇改善(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3が対象者)」

### 2. 職務分野別リーダー・若手リーダー <対象職員B>

「月額5千円の処遇改善(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5が対象者)」

上記を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せして支給する。

## 配分方法・対象者

<配分方法> ※原則、4月から定額で毎月職員へ支給する必要があります

- ・副主任保育士・中核リーダー等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分(月額5千円～4万円未満)
- ・職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保(月額5千円～副主任保育士等の最低額)

<配分対象者>

- ・園に勤務する通常の教育・保育に従事する職員(園長・主任保育士等を除く)
  - ※主任保育士に関しては、配分バランス上で対象となる場合もあり
- ・非常勤や派遣職員も対象

## 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、  
キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
幼稚園教諭7人、事務職員2人  
合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

○既存の研修をキャリアアップ  
のために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等  
を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能  
の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が  
適当と認める者  
(申請のための統一様式あり)
- その他加算認定自治体が適当と認める者  
(園内研修など、申請のための統一様式あり)

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの  
内容の確認は不要

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー (注2、3)

新 専門リーダー (注2、3)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3) (注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+研修の修了(60h)
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 研修の修了(60h)
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5) (注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 研修の修了(15h)
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

(注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

(注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

## 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人



(注1)

### キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

#### 【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

#### 【マネジメント研修】

#### 【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体: 都道府県等
- ※ 研修修了の効力: 全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効



### 新 副主任保育士(注2)

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

### 新 専門リーダー(注2)

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

### 新 職務分野別リーダー

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令  
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等  
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(注3)

保育士等 <平均勤続年数8年>

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

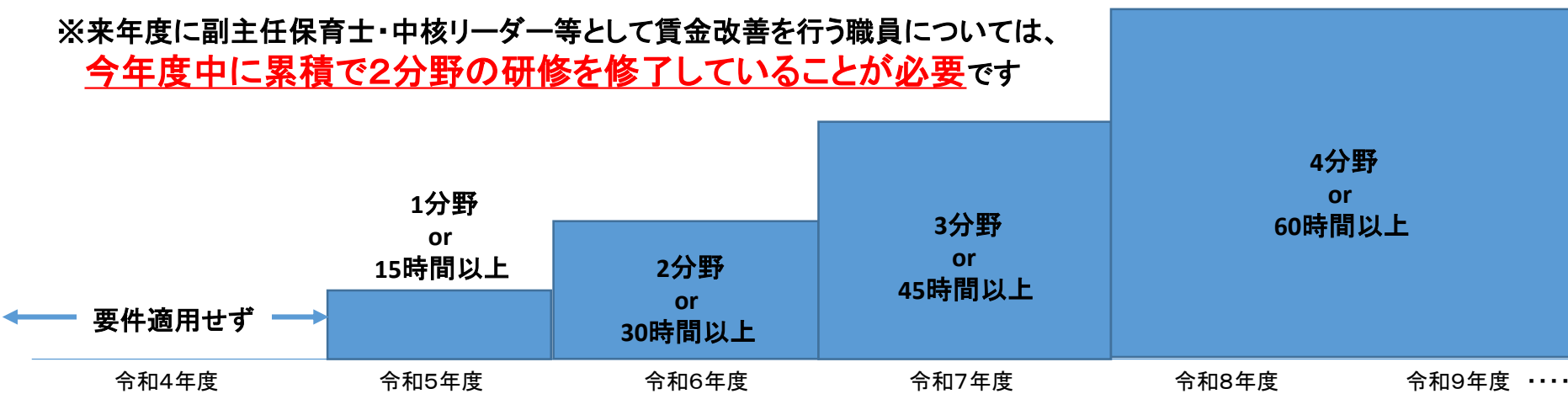
(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

## 副主任保育士・中核リーダー等

研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用

- ・副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度を適用開始年度とする
- ・副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野(15時間以上)とし、令和6年度以降、毎年度1分野(15時間以上)ずつ必要となる研修修了数を引き上げる

※来年度に副主任保育士・中核リーダー等として賃金改善を行う職員については、今年度中に累積で2分野の研修を修了していることが必要です



## 職務分野別リーダー・若手リーダー

・職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする

※職務分野別リーダー・若手リーダー等として賃金改善を行う職員について、マネジメント研修のみの研修修了では、研修修了要件未達となりますのでご注意ください

※来年度に職務分野別リーダー・若手リーダー等として賃金改善を行う職員については、今年度中に最低1分野の研修を修了していることが必要です



(3) 副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）

記載例に従って、下記の表に記載すること（職員1名あたり1行に記載）

右記の金額を毎月の支給額として全額支給  
できるように本内訳書に入力してください

345,000

円

番号	職員氏名	職名	職種	改善する 給与項目	賃金改善見込額の算出方法				うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入				キャリアアップ研修修 了証の添付チェック				
					円 ×	月 ×	人 =	円	円 ×	月 ×	人 =	円					
1	千葉 太郎	副主任保育士	保育士	基本給	40,000	円 × 12	月 × 1	人 =	480,000	円	40,000	円 × 12	月 × 1	人 =	480,000	円	添付済み
1						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
2						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
3						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
4						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
5						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
6						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			
7						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円			

(4) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）

記載例に従って、下記の表に記載すること（職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること）。

番号	職員氏名	職名	職種	改善する 給与項目	賃金改善見込額の算出方法				うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入					
					円 ×	月 ×	人 =	円	円 ×	月 ×	人 =	円		
1						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
2						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
3						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
4						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
5						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
6						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円
7						円 ×	月 ×	人 =	円	0	円 × 0	月 ×	人 =	円

※1人でも研修要件を満たしていない場合、園への処遇Ⅱの支給金額は「0円」になります。

## 研修要件について

R6年度以降は、処遇Ⅱ申請時に提出の書類

(3) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)と及び

(4) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)の欄に記入された職員全員が満たす必要があります。

## 実施内容

処遇改善等加算Ⅱのキャリアアップ研修修了要件に係る以下の研修を実施

- ・専門分野別研修
  - ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援
- ・マネジメント研修
  - ⑦マネジメント研修

**開催時期** : 令和5年11月～ 順次開催予定

**募集時期** : 各研修、開始の約1ヵ月前から募集開始予定

**講座数** : 各研修、2回～3回開催予定  
※研修時間はいずれの研修も15時間